

令和4年7月4日
子ども・若者部

高校生等医療費助成制度の実施について

(付議の要旨)

現在実施している子ども医療費助成制度の対象者を、中学生までから高校生相当世代までに拡大して実施する内容について取りまとめたので報告する。

1 主旨

これまで世田谷区は、東京都の所得制限付きの中学3年生までの医療費助成制度に上乗せをして、「所得制限なし・自己負担なし」の完全無償化を実現してきた。高校生相当世代についても、生涯に渡る健康づくりの基礎を培う大切な時期であるため、自身の健康を管理し改善できるような取組みとして、現行の「世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例」を改正し、令和5年度から、無償化の対象者を高校生相当世代まで拡大する。

2 実施に至った経緯

令和4年1月に、東京都から本事業実施についての方針が示され、財源分担について特別区長会において東京都と協議を重ねてきた。令和4年6月16日特別区長会総会における東京都の説明を受け、特別区長会として、以下のとおり方針をまとめた。

- (1) 令和5年度から事業を実施するため、4年目以降の財源等については、東京都との協議を継続するとの東京都からの提案を受け、一旦、事業開始からの3年間は事務費も含め所得制限及び通院における一部負担を設け、その負担割合を東京都が2/2負担するという東京都の提案を了承する。
- (2) 特別区としては、「所得制限なし・自己負担なし」の完全無償化で事業を実施するが、東京都の補助金で賄えない財源については、東京都との4年目以降の財源等の協議が整うまでの間は、特別区が自主財源で負担する。

3 区の実施について

世田谷区としても特別区長会の方針を踏まえ、高校生相当世代に対して、生涯に渡る健康づくりの基礎を培う大切な時期に、医療費助成を行うことが重要であることから、以下のとおり事業を実施する。また、4年目以降の財源等については、これまで実施してきた中学3年生までの医療費助成制度分も含め、引き続き東京都への負担を求め、特別区長会を通じて協議を行う。

- ①対象者：15歳到達後の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日（高校3年生）まで
- ②対象人数：22,000人（令和5年度見込み）
- ③助成内容：入院費、通院費、入院時食事療養費における健康保険等の保険診療分の一部負担金
- ④自己負担、所得制限：なし

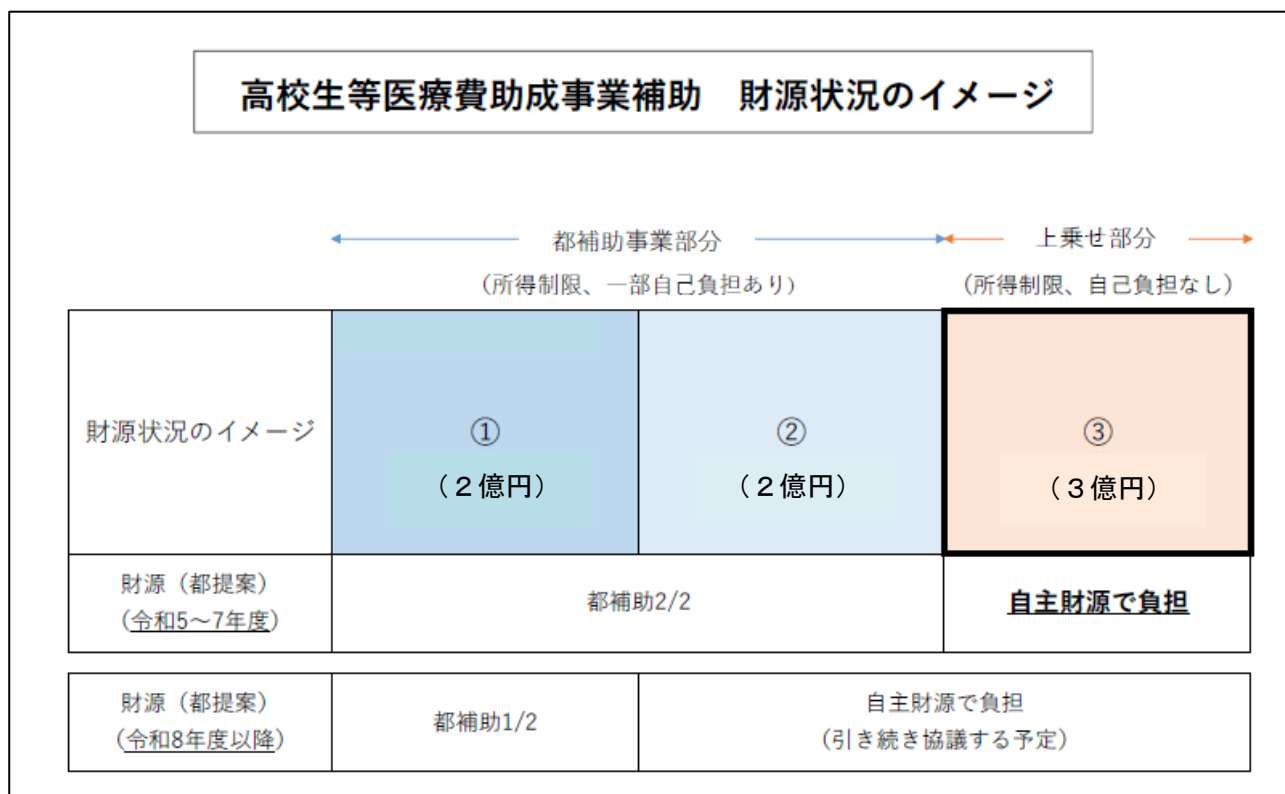
なお、条例改正及びシステム開発料、事業委託料等に係る補正予算案を第3回定例会

に提案する予定。

4 医療費における財源について

高校生相当世代分について、令和5年度から当面3年間は、東京都は所得制限及び通院における一部負担を設けたうえで経費を全額（図①②）負担する。所得制限を超過した分は区の自主財源（図③）で負担する。

また、4年目以降の財源（図②③）等については、引き続き東京都への負担を求め、協議を行う。



5 概算経費

(1) 医療費(扶助費)

対象人数(高校生等) 22,000人(令和5年度見込み)

①事業開始から3年間(令和5年度から令和7年度まで)

推定年間総医療費 約7億円 【都負担分】(図①+②) 約4億円
【区負担分】(図③) 約3億円

②4年目(令和8年度)以降(仮に東京都の提案通りだとした場合)

推定年間総医療費 約7億円 【都負担分】(図①) 約2億円
【区負担分】(図②+③) 約5億円

(2) 令和4年度事務経費(システム開発料、事業委託料等)

概算経費 38,499千円(特定財源:38,499千円)

※補正予算案提案に向けて調整中

※東京都の補助あり(財源は都が定める補助基準額の10/10)

①システム改修経費 ②準備事業経費 ③準備事務経費

6 申請について

申請書の提出を受けて助成対象とし、医療証を交付する。なお、申請書の提出が必要なのは中学3年生までの医療費助成制度分も含めて、出生・転入等による初回のみで、その後は自動更新となる。

- ①令和5年4月時点で高校2年生と3年生相当世代は、あらためて申請書を提出する必要があるため、申請書を送付し、申請を受けて助成対象とする。
- ②令和5年4月時点で高校1年生相当世代（現在の中学3年生）は、現在子ども医療費助成制度の受給者であるため、世帯状況の確認と制度周知の書類を送付のうえ、申請不要で助成対象とする。
- ③助成対象者には、令和5年3月中旬以降、マル青（まるあお）医療証を保護者あて郵送にて交付する。

7 周知

令和4年12月対象となる高校生等全員に申請書等を発送し、制度を周知する。また、令和4年11月下旬から区のホームページで周知する予定。

また、関係機関あて順次周知し、円滑な実施に向け協力を求めている。

8 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月	福祉保健常任委員会報告（取り組みについて）
9月	福祉保健常任委員会報告（条例案・補正予算案） 第3回定例会にて条例改正及び補正予算案を提案
9月～11月	システム改修
12月	対象者あて申請書等発送 22,000件（見込み）
令和5年3月	マル青（まるあお）医療証発送
4月	事業開始（4月1日受診分から助成対象）

【参考】現在の子ども医療費助成制度

- ①対象者：0歳から15歳到達後最初の3月31日（中学3年生）まで
- ②対象人数：113,833人（令和4年3月末日）
- ③助成内容：入院費、通院費、入院時食事療養費における健康保険等の保険診療分の一部負担金
- ④自己負担、所得制限：なし
- ⑤決算額（扶助費）：令和3年度 4,125,104千円
令和2年度 3,524,279千円（コロナ禍により通常より減少）
令和元年度 4,249,692千円